

電子調達システムのご紹介

平成27年10月27日

1. 電子調達システムとは
2. 電子調達システムにおける利用者確認方法
3. 電子調達システムにおける委任登録フロー

【参考1】 電子調達システムが管理している情報

1. 電子調達システムとは

電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。

電子調達システムのサービスは、2014年（平成26年）3月に開始し、現在約1万2千社の民間事業者が利用者登録しております。

法人の実在性確認

利用者の本人確認

委任情報の確認



民間事業者

資格申請・
審査

資格申請

官側利用者

資格審査・
資格発行

利用者
登録

代表者登録

代理人登録

案件登録・
公開

公開情報の
確認

調達案件の
確定・公開

入札・開札

入札



審査

開札

契約

契約締結



契約締結

納品・
検査

納品※

検査

請求・
支払

請求

支払

※納品はシステムを使用しない。

民間事業者のメリット

【メリット1】経費削減

- ✓ 入札手続等のための府省への**移動費**や契約書等の**郵送費**等の削減
- ✓ **印紙税**が不要（電子契約書の場合）

【メリット2】利便性向上

- ✓ **24時間365日**いつでも実施可能
- ✓ システムに一元化による**調達手続きの共通化**
- ✓ **電子証明書**を利用していることで**書類への押印が不要**

官側利用者のメリット

【メリット1】業務効率化

- ✓ 手作業のデータ入力による**誤入力の解消**
- ✓ 電子化による書類授受に係る**日数の削減**
- ✓ 電子決裁、会計システム等との連携による**業務効率化**

【メリット2】行政事務の最適化

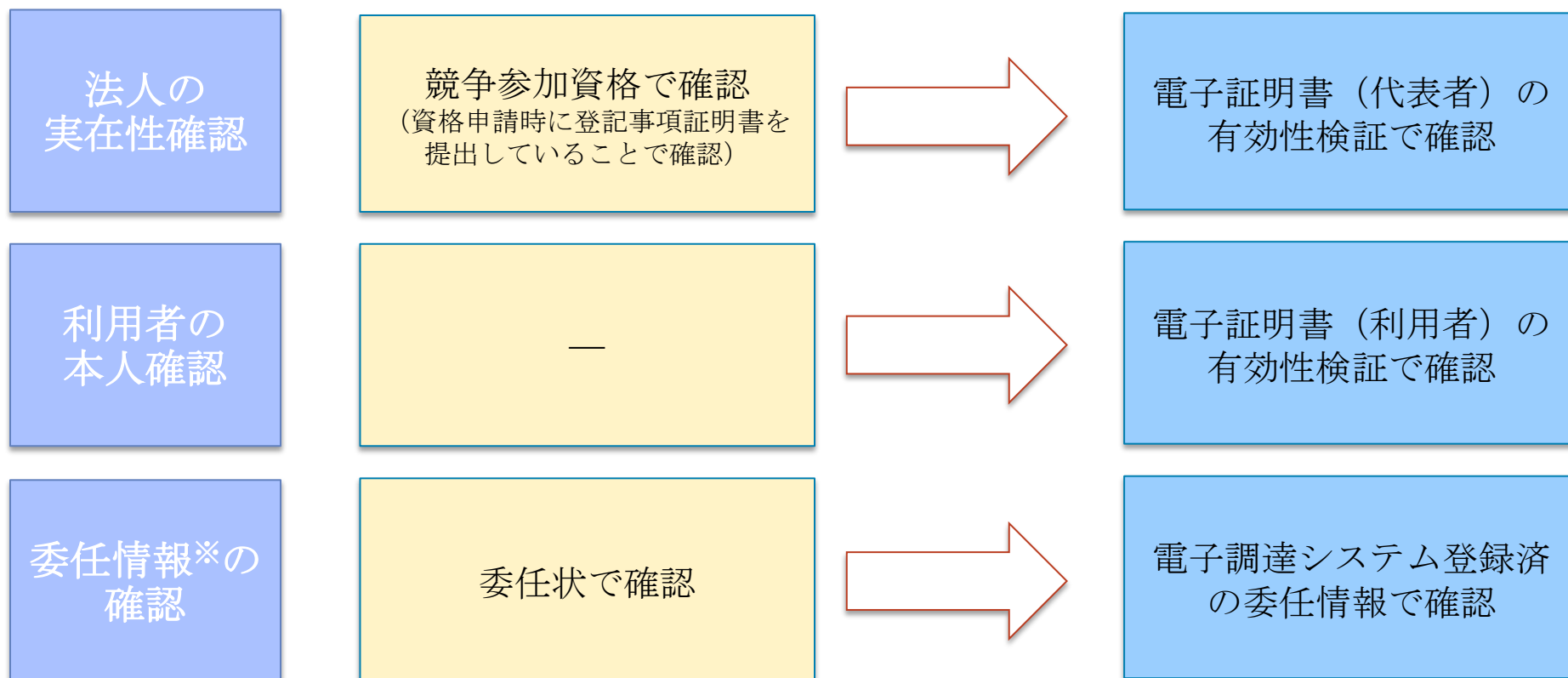
- ✓ 府省共通システムのため、**各府省毎のシステム開発・運用が不要**

2. 電子調達システムにおける利用者確認方法

電子調達システムにおいて、入札・契約等の業務を行う場合、登録済みの電子証明書にてログインする必要があります。その際、「所属している法人の实在性確認」、「利用者の本人確認」、「委任情報の確認」を実施している。

【参考】紙対応における確認

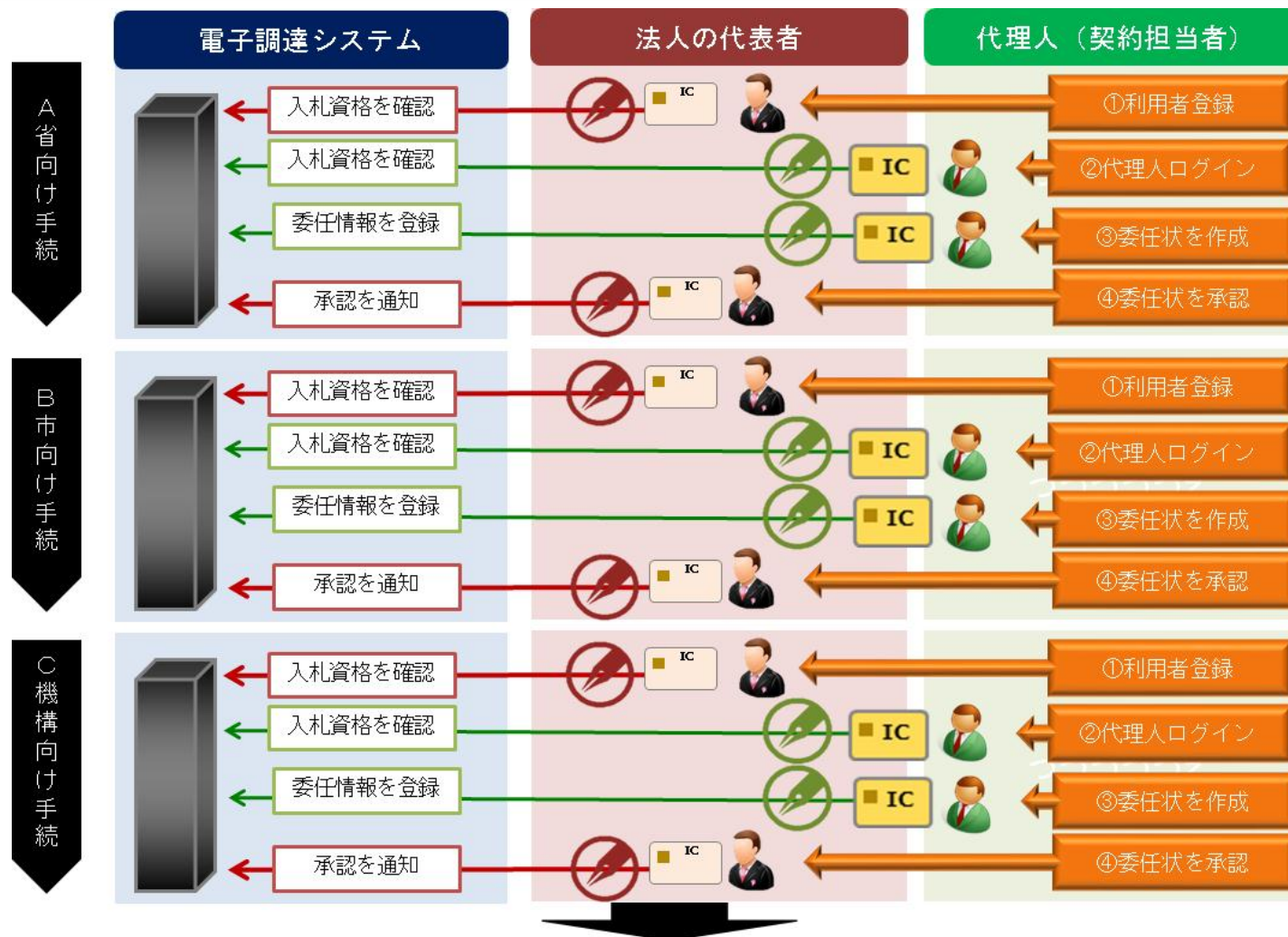
電子調達システムにおける確認



※委任情報・・・期間、調達先府省等、権限（入札・契約等）を指す。

3. 電子調達システムにおける委任登録フロー

電子調達システムにおいては、利用者として代表者登録を行う必要があります。また必要に応じて、代理人登録・委任が可能です。



属性（資格等）の認証業務が法的に位置づけられ、個人番号カードにより属性認証を行う環境が整備された場合、調達機関ごとの委任手続書類の作成が不要に

【参考1】電子調達システムが管理している情報

電子調達システムでは主に競争参加資格情報と、事業者及び利用者情報を管理・利用しています。

競争参加資格情報

競争参加資格（物品・役務）

- 資格番号
- 資格の種類(物品の製造／販売／買受、役務の提供)
- 営業品目コード
- 商号、又は名称
- 住所
- 代表者名
- 連絡先
- 企業規模（大企業、中小企業等）
- 有効期間

競争参加資格（公共工事）

- 資格番号
- 受付部局
- 等級
- 商号、又は名称
- 住所
- 代表者名
- 連絡先
- 有効期間

事業者情報

- 商号、又は名称
- 住所
- 代表者名
- 連絡先

口座情報

- 金融機関コード
- 金融機関名
- 店舗コード
- 店舗名
- 口座種別コード
- 口座番号

事業者／利用者情報

利用者情報

- 利用者名
- 役職名
- 住所
- 連絡先

委任情報

- 委任日
- 委任期間
- 委任先府省等
- 委任権限